

福島市除雪用具貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、積雪による交通阻害の除去を目的とし、市民との共創による除雪体制の構築を促進するため除雪用具を貸出し、自主的な除雪活動を支援することを目的とする。

(対象団体)

第2条 除雪用具の貸出しを受けることができるのは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内会
- (2) 各種地域団体による除雪ボランティア団体

(貸出条件)

第3条 除雪用具の貸出し条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸出し期間は一日単位とし、貸出しを受けた団体（以下「借受団体」という。）の責任において運用しなければならない。
- (2) 借受団体は、予め予約をした支所等で用具を受け取り、返還する際は、時間厳守のうえ同支所等に自ら除雪用具を返却しなければならない。
- (3) 除雪作業実施にあたり本人及び第三者に及ぼした損害は、借受団体の責任で負担、解決しなければならない。

(貸出申込)

第4条 貸出しを希望する団体は、除雪用具貸出申請・返却確認書（様式第1号）を提出するものとする。

(貸出の承認)

第5条 市長は、前条による申請があった場合、申請内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、除雪用具の貸出しの承認を行うものとする。

(貸出料)

第6条 除雪用具の貸出し料は無償とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 借受団体は、用具の使用にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 除雪用具を目的外で使用しないこと。
- (2) 除雪用具の譲渡、処分または転貸をしないこと。
- (3) 除雪用具に異常が発生した場合は使用を中止し、市に報告すること。
- (4) 道路には雪を出さないこと。
- (5) 除雪作業の際は、通行者等周囲の安全に配慮するとともに交通事故やけが等には十分注意すること。

(返却)

第8条 貸出期間が満了したときには速やかに除雪用具を返却するものとし、除雪用具借受申請・返却確認書（様式第1号）により、市の確認を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第9条 借受団体は、故意または重大な過失により除雪用具を破損し、または滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(その他)

第10条 要綱に定めない事項及び疑義があるときは、市と借受団体において協議を行い決定する。

附則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。